

事 務 連 絡
平成20年 9 月 26日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

中国産加工食品のメラミンに係る取扱いについて

標記については、平成20年9月22日付け事務連絡により、輸入者に対し、既に輸入された乳及び乳製品並びにこれらを含む食品について、メラミンの自主検査を積極的に実施するよう指示しているところですが、これらの自主検査の指導については、原材料中の乳及び乳製品の配合割合が高いグラタン、スープ、クッキー、ビスケット、チョコレート、ケーキなどを優先的に行うよう指導方お願いいたします。